

令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県は、令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施要領（令和 7 年 3 月 24 日付け 6 農産第 2842 号。以下「実施要領」という。）に基づいて、実施要領に定める事業主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。

(補助金の交付申請)

第 3 条 事業主体が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知を行うものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第 5 条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第 6 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ

め補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第7条 補助事業者は補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を翌月の15日までに事業遂行状況報告書（様式第4号）により知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様

式第8号)に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 事業の対象となった農業機械の購入契約を解約又は事業実施主体以外が主に用いる目的で導入したとき。ただし、事業実施主体の法人化により当該法人が同様の条件で引き継ぐ等やむを得ない場合を除く。

(2) 事業実施主体が要領に定める要件を満たさなくなったとき。

(財産の管理)

第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第16条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局長へ提出するものとする。ただし、地方局の所轄区を超えて事業を実施する場合は、直接知事に提出できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。
- 3 令和 8 年 3 月 31 日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても、なおその効力を有する。

別 表

補 助 対 象 経 費	補助率	重要な変更	
		経費の変更	事業の内容の変更
事業実施主体が実施要領に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費。			
実施要領の別表に掲げる事業に要する経費	3 分の 1 以内	県補助金の増減	・ 事業実施主体が導入する機械の種類の変更 ・ 事業実施主体の変更

注) 県費補助金額は、千円未満は切り捨てること。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

事業主体の長 印

令和 7 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、補助金 ○○○○円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- （注） 1 記以下は別紙 1 によること
- 2 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙 2「令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 （職氏名・連絡先）	
担 当 者 （職氏名・連絡先）	

(別紙 1)

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施計画（実績報告）

1 事業実施主体名

2 事業の目的（成果）

（現状の課題を整理し目的の達成のため、取り組む内容とその必要性等を記載）

（実績報告にあっては、今年度の取組み内容とその成果、次年度の予定を記載）

3 事業内容

事業実施 主体名	事業内容	事業量	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
			円	円	円	円	（ 免 税 事 業 者 等）
合 計							

※備考欄には、免税事業者の場合は「免税事業者」、簡易課税事業者の場合は「簡易課税事業者」、課税事業者で消費税仕入控除税額を減額した場合は、「減額した金額〇〇円(消費税額)」等を記載

4 事業収支予算（精算）

項 目	本年度予算額 (a) (本年度精算額)	前年度予算額 (b) (本年度予算額)	比較増減 (a) - (b)	備 考
【収入の部】	円	円	円	
県補助金				
市町補助金				
その他（自己資金等）				
収入合計 (A)				
【支出の部】				
支出合計 (B)				
収支差額 (A) - (B)				

5 補助金算定表

事業実施 主体名	総事業費	補助対象経費 (A)	補助率 (B)	補助限度額 (A) × (B)	補助金額	備 考
		円		円	円	(免税事業者等)

6 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

7 添付書類

- (1) 交付申請時 ・見積書の写し
- (2) 実績報告時 ・写真等内容の確認ができるもの
・事業費が確認できるもの
(見積書、納品書、請求書、売買契約書の写し等)
- ・財産管理台帳の写し
- (3) その他、知事が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業変更承認申請書

記 号 番 号

年 月 日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

事業主体の長 印

令和〇年〇月〇日付け愛媛県指令〇第〇〇号で、補助金交付決定の通知があった令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業を、下記のとおり変更したいので、令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、その承認を申請します。

記

（注） 1 記の記載様式は、様式第 1 号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については、この限りではない。

2 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙 2「令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 （職氏名・連絡先）	
担 当 者 （職氏名・連絡先）	

令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業中止（廃止）承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

事業主体の長 印

令和〇年〇月〇日付け愛媛県指令〇第〇〇号で、補助金交付決定の通知があった令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業を中止（廃止）したいので、令和7年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由

- 2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 （職氏名・連絡先）	
担 当 者 （職氏名・連絡先）	

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業遂行状況報告書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

事業主体の長

令和〇年〇月〇日付け愛媛県指令〇第〇〇号で、補助金交付決定の通知があった令和 7 年度県有機野菜等面積拡大支援事業の遂行状況について、令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業遂行状況

総事業費	事業の遂行状況				備 考
	12 月 31 日まで完了したもの		1 月 1 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

様式第 5 号（第 8 条関係）

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実績報告書

記 号 番 号

年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

事業主体の長 印

令和○年○月○日付け愛媛県指令○第○○号で、補助金交付決定の通知があった令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業の実績について、令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- （注） 1 記の記載様式は、様式第 1 号に準ずるものとする。
 なお、軽微な変更があった場合においては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 3 第 8 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙 2「令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 （職氏名・連絡先）	
担 当 者 （職氏名・連絡先）	

令和7年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金
仕入に係る消費税等相当額報告書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

事業主体の長 印

令和〇年〇月〇日付け愛媛県指令〇第〇〇号で、補助金交付決定の通知があった令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業について令和7年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第9条の補助金の額の確定額

$$\frac{\mathbb{Y}}{\mathbb{I}} \quad \quad \quad -$$

(年 月 日付け 第 号による額の確定額)

- 2 補助金額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

Y —

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

¥ —

- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)

$$\frac{\mathbb{Y}}{\mathbb{I}} \quad \quad \quad -$$

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担 当 者（職氏名・連絡先）	

令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金精算払請求書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

事業主体の長 印

令和〇年〇月〇日付け愛媛県指令〇第〇〇号で、補助金交付決定の通知があった令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金について、令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内 訳

交付決定通知額	¥	—
概算払受領済額	¥	—
今 回 請 求 額	¥	—

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 （職氏名・連絡先）	
担 当 者 （職氏名・連絡先）	

令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金概算払請求書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

事業主体の長 印

令和〇年〇月〇日付け愛媛県指令〇第〇〇号で、補助金交付決定の通知があった令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金について、令和 7 年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内 訳

交付決定通知額	¥ _____
概算払受領済額	¥ _____
今 回 請 求 額	¥ _____
残 額	¥ _____

(※請求額の根拠等が分かる資料を添付すること)

概算払を必要とする理由

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担 当 者 (職氏名・連絡先)	

(別紙2) (第3条、第8条関係)

令和7年度愛媛県有機野菜等面積拡大支援事業費補助金
に係る仕入に係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業実施 主体名	仕入に係る消費税額と当該 金額に地方消費税率を乗じて 得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消 費税等相当額 (A×B)	備 考

(注)

- 第3条第2項及び第8条第2項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 「仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。